

武豊町立図書館指定管理者 株式会社図書館流通センターが継続



ハロウィンおはなし会の様子

業務委託における特徴

1. 図書館専門企業としての深い理解に基づき、体系的な専門研修プログラムを持っている。
2. 多くの受託実績を活かし、広域的なノウハウの蓄積と共有化を実現している。
(愛知県内 PFI: 1市で1館、指定管理: 5市1町で10館、業務委託: 1県9市で20館)
3. 財務状況には優れた健全性と収益性があり、安定した経営基盤を有している。
4. 各種福利厚生制度をはじめ、良好な労働環境を備えている。

指定管理料

8600万円以内(単年度)

・PFI…公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金やノウハウを活用する方式

指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

12月定例会

12月定例会は、12月1日から15日までの15日間の会期で開催しました。

平成28年度一般会計補正予算をはじめ、武豊町立図書館の指定管理者の指定や公共施設の設置および管理に関する条例の一部改正についてなど23議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

一般質問では、13人の議員が町政の問題をただしめました。

ご寄付ありがとうございました

JFEオープンゴルフ大会様から13万4200円のご寄付をいただきました。
小学校の環境整備事業で使わせていただきます。

公共施設の使用料設定に統一指標

第5次行革プランの取り組みとして、「受益と負担の適正化」に基づき、使用料や減免制度の見直しを行います。

共通的な使用料算定方法

原価（施設利用にかかる費用）を、施設の性質別負担率に応じて利用者と税で分かち合う算定方式を定めます。

基本ルール

使用料の目安＝原価×施設の性質別負担率

原価（施設の利用にかかる費用）については、施設の維持管理や運営などに要する1年分の費用（受益者負担分）とします。

《受益者負担の範囲》

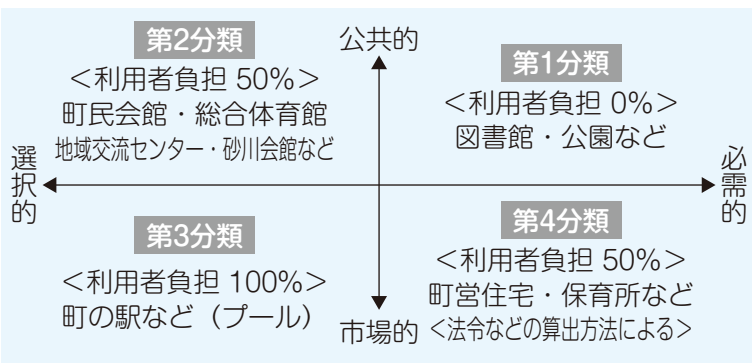
*維持管理費

光熱水費、清掃費、修繕費、保守・点検委託料

*人件費

施設の維持管理・貸出業務にかかる部分

施設の性質別負担率については、施設ごとのサービスの性質に応じて区分し、利用者の負担と町民全体の税による負担との比率を設定します。（左表）



議案質疑

公共施設の使用料を見直し

問 算定根拠について詳しい内容の説明を。

答 「使用料の目安」として、「原価×施設の性質別負担率」で算出している。額が大幅に上昇する施設は、急激な負担増を避けるため、激変緩和措置により使用料の上限を設定し、最終的には近隣と同様施設の料金を勘案して決定している。

問 使用料を改定することの目的は。

答 使用料改定は、第5次行革プランの取り組みのひとつである。

今まで、各施設独自に使用料を設定していたが、同一の指針をもって設定すべきと判断し、基本方針を策定した。

問 減免規定の見直しは。

答 減免団体の活動の状況や内容の調査、各施設間における減免対象基準の調整など諸課題が解決次第、減免規定の見直しを実施していきたい。

指定管理による、きめ細やかなサービスを期待

問 指定管理者制度になると、利用者受けする図書を優先し、専門書や郷土発行図書などの収集が少なくなる傾向があると言われているが、どうなっているか。

答 蔵書の種類については、住民の声を重視することはもちろんのこと、直営の時から「武豊町について最も詳しい図書館」というコンセプトのもと収集している。指定管理者にも十分説明しており、そのように実施していると認識している。

激変緩和措置

利用者にとって急激な負担増とならないように、改定上限率を設定します。

施行時期

平成29年8月1日から施行

減免規定の見直し

「受益と負担の適正化」を徹底するために、誰がみても必要と思われる範囲に限定します。

主な採決結果

○：賛成 ×：反対 議長は採決に加わりません。

平成28年第4回定例会	1 富永 良一	2 甲斐百合子	3 久野 勇	4 櫻井 雅美	5 青木 信哉	6 青木 宏和	7 本村 強	8 梶田 進	9 南 賢治	10 石川 義治	11 森田 義弘	12 大岩 保	13 鈴木 一也	14 石原 壽朗	15 福本 貴久	16 岩瀬 計介	採決結果
平成28年度一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	議 長	○	○	○	○	○	可決
公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		○	○	○	○	○	可決
町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		○	○	○	○	○	可決
総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		○	○	○	○	○	可決
運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		○	○	○	○	○	可決
学校施設の開放に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		○	○	○	○	○	可決
砂川会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		○	○	○	○	○	可決
老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		○	○	○	○	○	可決
町立図書館の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		○	○	○	○	○	可決

町内企業
ユタカフーズ(株)を視察

武豊町発展のために貢献している町内企業の事業内容を、町議会として知っておく必要があると考え、町内企業の視察を行っています。

10月26日に武豊町に本社工場があるユタカフーズ(株)を視察しました。

当初は、醤油の製造を手がけていましたが、現在では、主に液体調味料や即席麺などを製造販売している食品会社です。

カップ麺は、ヒット商品の「麺づくり」があり、年間40万個を生産しているとのことでした。

本社の従業員は500人ほどで、大半が女性です。

今回は、カップ麺の最終工程であるノンフライカップ麺包装ラインを視察しました。

包装ラインでは、麺や調味料がカップの中に自動で入り、包装さ

れていました。

数箇所の検査工程があり、問題があれば自動でラインから外され、その側では、女性検査員が流れていく製品を指触検査していました。従業員はもちろんですが、見学者に対しても、ごみ混入防止のため、清潔な服装を着て、エアーカーテンを通り、手洗いや粘着テープで髪の毛を取った後、見学させていただきました。食品の安全性の確保のため、徹底した衛生管理を行っていることが印象的でした。



■ユタカフーズ(株)の視察風景